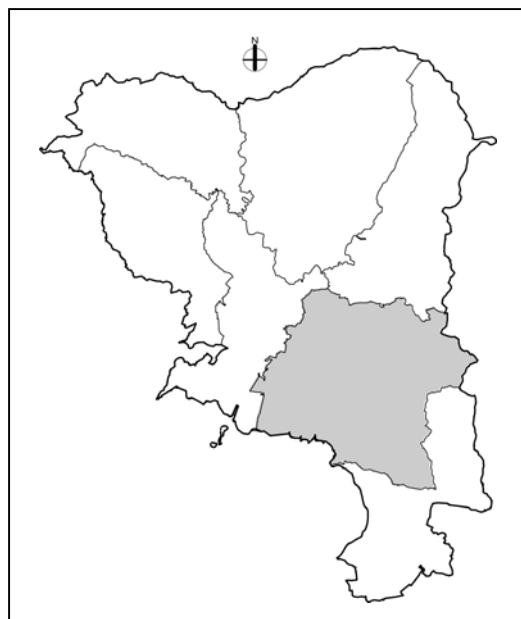


2. 国分地域

2-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ・国分地域は、隼人地域とともに市の中心となる市街地を形成する地域で、東九州自動車道、国道10号、国道220号及び主要地方道国分霧島線が通り、国分インターチェンジやJR日豊本線の国分駅が立地します。
- ・人口は、平成17年国勢調査によると、55,341人であり、本市の全人口の約4割を占め、今後も増加が見込まれています。なお、高齢化率は16.6%であり、本市の7地域の中では最も低くなっています。
- ・地形は、天降川などの河川が造りだした下場地域と呼ばれる広大な国分平野と、これを取り囲むように存在する上場地域と呼ばれるシラス台地とに大別されます。
- ・下場地域には、我が国を代表する先端技術産業関連をはじめとした多くの企業が立地しています。また、JR国分駅周辺、市役所を中心とした市街地地域及びその周辺部では、中高層マンションや戸建て住宅地の開発が活発に行なわれています。
- ・地域の西南部は国分都市計画区域に指定され、一部に用途地域が定められています。



(2) 主要課題

- ・市街地地域及びその周辺部では、中高層マンションや戸建て住宅地の開発が活発に行なわれていることから、良好な都市環境を整備していくための適切な規制・誘導が必要となっています。
- ・人口の増加や郊外型商業施設の増加などに伴う交通量の増大により、幹線道路の一部では慢性的な交通渋滞が発生しており、既存道路の拡幅やバイパス道路の整備など、渋滞解消が課題となっています。
- ・市街地地域には商業施設が集積していますが、車社会の進展や郊外型商業施設などの立地等に伴う商業の衰退がみられ、空き店舗や未利用地の解消が課題となっています。このため、市街地においては、拠点性の強化と定住化の促進を図ることが必要です。



多様な都市機能が集積する国分市街地

2-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

「学び」「働き」「住まう」霧島の発展を先導する
利便性と快適性を兼ね備えた活力あふれるまち

(2) 整備目標

市街地地域を中心とした地域を「都市核」と位置付け、市街地の拡大を抑制しつつ都市機能の集積を図り、拠点性の強化と定住化の促進を図る

中心市街地における商業機能の低下や空洞化を防ぐために、空き店舗や未利用地の有効活用などを促進する

用途の混在が少ない快適で魅力的な定住環境づくりを進めるために、用途地域の見直しなどを進め、住宅立地の適正な誘導に努める

2-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用の方針

1) 商業系

- ・国分中央三丁目を中心とする市街地を、市民や来訪者のための商業・業務地と位置付け、商業施設や業務施設等の立地を誘導します。
- ・国分パークプラザ等が立地する中心市街地は、空き店舗・未利用地の有効活用や、回遊できる歩行者空間の整備などを進め、県央地域中核都市の商業拠点にふさわしい中心商業地として活性化に努めます。
- ・都市計画道路向花清水線^{むけきよみず}の JR 国分駅西側周辺沿道や都市計画道路野口線^{かわと}の川跡交差点から隼人市街地に至る沿道には、ロードサイド型の商業施設が立地していることから、都市景観に配慮した沿道型の商業地の形成を図ります。

2) 住居系

- ・住宅地は、用途地域やその周辺部に配置するものとし、農用地との調和を図りながら、生活道路等の整備に努め、良好な住宅環境の形成を図ります。
- ・住宅地が計画的に整備され、戸建住宅を主体として土地利用が形成されている地域については、緑地協定等の導入を検討し、住環境の改善又は維持を図ります。

3) 工業系

- ・野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。

- ・国道10号の主要地方道国分霧島線との交差部から隼人地域に至る沿道域には、ロードサイド型商業施設も含めた流通拠点を設置します。
- ・上野原テクノパーク等の工業系用途地域内における未利用地の活用を促進するとともに、国分インターチェンジ周辺など交通利便性の良い地区において、農林漁業との調整を図りながら、新たな産業の立地誘導を検討します。

4) その他

- ・JR国分駅西側地域、市役所周辺地域、中央五丁目地域等の用途地域周辺において、農用地区域が除外され、開発需要が比較的高い地域については、市街化適正誘導区域として、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度や地区計画制度の活用等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の推進等により良好な住環境等の形成を図ります。
- ・用途地域・市街化適正誘導区域等を除く田園住宅地域や、丘陵森林農業地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ・農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全に努めます。
- ・下場地域と上場地域を結ぶ森林は、平野部から見て美しい緑の帯を形成しており、また、急傾斜地が多いことから、景観面や防災などに特に留意し保全を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備の方針

- ・旧国分市で策定した中心市街地活性化基本計画において、拠点開発を進める地区として位置付けられた地区については、新しい中心市街地活性化基本計画の策定など、さらなる商業活性化に向けた継続的かつ積極的な取り組みとともに、まちなか居住を含めた多様な都市機能の集積を促進します。
- ・向花^{むかほ}、府中、野口、上小川、福島及び松木など、古くからの集落が市街化した地区では、住宅の建替えにあわせた狭隘^{きょうあい}道路の解消やオープンスペースの確保等を誘導し、安全で快適な住環境の向上を促進します。

(3) 道路・交通施設整備の方針

- ・都市計画道路については、平和通線、新町線、向花清水^{むかほきよみず}線、川跡^{かわと}線、犬追馬場線、山崎線の早期完成を目指し、平玉線、竜王線、中馬場線の整備を推進します。
- ・幹線道路等の整備予定区間の改良や整備促進に努めるとともに、渋滞の解消や、集約型多極連携ネットワークを具現化するために必要となる道路体系の実現を目指します。

(4) 都市公園・緑地整備の方針

- ・国分運動公園、天降川^{あもり}リバーフロント、国分海浜公園、城山公園などの公園・緑地は、レクリエーション・健康づくりなど多様な市民ニーズに的確に対応するよう維持・整備します。また、街区公園などの身近な公園整備を推進し、維持管理については、地域住民との協働を検討します。

(5) 下水道・河川整備の方針

- ・公共用水域の水質保全のため、「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」や「国分隼人下水道基本計画」に基づき、国分隼人公共下水道事業による処理区域の完成を目指します。公共下水道事業の予定されていない区域においては、合併処理浄化槽の普及推進を図ります。
- ・産業の発展や人口の増加に対応し、公共用水域の水質を保全するため、国分隼人クリーンセンターの適切な維持・管理を行います。
- ・天降川^{あもり}リバーフロント整備を継続的に推進し、地域資源を生かした魅力ある親水空間の創出を目指します。
- ・天降川^{あもり}、手籠川^{てご}及び検校川等の河川については、総合的な治水対策を進めるとともに、豊かな水辺環境の創出を検討します。
- ・都市化の進展による保水力の低下に対応し、浸水被害対策のための雨水幹線排水路やポンプ場等の施設の整備を図ります。

(6) 供給処理関連施設整備の方針

- ・国分敷根^{しきね}～福山地区連絡管配水池の整備を図るとともに、水道施設並びに地域内に立地する国分芦谷^{あしだに}不燃物処分場、公設地方卸売市場、国分斎場及び宇都^{うと}墓地の適正な維持管理に努めます。
- ・霧島市敷根^{しきね}清掃センターについては、資源化物の一時保管場所を整備するなど、必要に応じて作業の効率化のための施設整備を進めるとともに、適正な維持管理を行います。
- ・敷根^{しきね}最終処分場（管理型）については、閉鎖に向けた成形整備を実施し、適正な維持管理に努めます。

(7) 都市環境形成と保全の方針

- ・土地利用の適切な規制・誘導と市民・行政の協働により、緑豊かな黒石岳や天降川^{あもり}・検校川などの清流をはじめとする山林・海浜・渓谷・温泉などの豊かな自然環境を保全・活用し、自然と人とが共生できる環境形成に努めます。

(8) 都市景観形成の方針

- ・東部に広がる森林や溪谷などの自然的景観、上野原遺跡・大隅国分寺跡*等に見られる歴史・文化的景観、JR 国分駅周辺・市役所を中心とした市街地景観といった本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民と行政の協働により保全・創出を図ります。
- ・幹線道路沿道における屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成を図るよう努めます。
- ・道路計画や建築計画などの際には、本市の「視軸」の骨格を成す舞鶴城（国分城）下の町割りを尊重するものとし、眺望景観の確保に努めます。

(9) 都市防災の方針

- ・郡田川沿いや城山公園の山裾を中心に指定される土砂災害警戒区域においては、その周知に努め、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。
- ・本地域の市街地においては、災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共的な建築物等が多く立地していることから、重点的かつ計画的に住宅・建築物の耐震化及び不燃化を推進します。
- ・高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や避難体制の整備、地域住民への意識啓発の推進など、ソフト面での対策を講じます。
- ・地域住民と行政の協働により地域防災体制を強化し、災害時の被害軽減に努めます。

■ 国分地域まちづくり方針図



凡例

土地 利 用		低層住宅地	土 地 利 用		農用地	公 都 園 市		総合公園
		一般住宅地			保安林			運動公園
		商業・業務地			市街化適正誘導区域			近隣公園
		近隣商業地			用途地域指定区域			地区公園
		沿道サービスゾーン			都市計画区域			街区公園
		工業地			高規格幹線道路			下水道事業計画区域
		流通業務ゾーン			インターチェンジ			工業団地・工業適地
		大規模施設			主要幹線道路			ふれあい拠点
		田園住宅地域			幹線道路等			河川
		丘陵森林農業地域			整備予定道路(概ね10年以内)			地域界
	山岳森林地域		"(概ね10年以上)		行政界			
	集落地		鉄道・駅					

■ 国分地域まちづくり方針図（拡大図）



凡例

土地 利 用		低層住宅地	土 地 利 用		農用地	公 都 園 市		総合公園
		一般住宅地			保安林			運動公園
		商業・業務地			市街化適正誘導区域			近隣公園
		近隣商業地			用途地域指定区域			地区公園
		沿道サービスゾーン			都市計画区域			街区公園
		工業地			高規格幹線道路			下水道事業計画区域
		流通業務ゾーン			インターチェンジ			工業団地・工業適地
		大規模施設			主要幹線道路			ふれあい拠点
		田園住宅地域			幹線道路等			河川
		丘陵森林農業地域			整備予定道路（概ね10年以上）			地域界
	山岳森林地域		（概ね10年以降）		行政界			
	集落地		鉄道・駅					